

内閣参質二〇八第五八号

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員宮沢由佳君提出教育現場におけるタブレット等の準備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員宮沢由佳君提出教育現場におけるタブレット等の準備に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

高等学校段階における情報端末及びアプリケーションの購入に要する費用の負担の在り方及び調達の方法については、各学校の実情等に応じて、各学校の設置者において適切に判断されるべきものである。

文部科学省では、令和二年度第三次補正予算において、経済的な理由によって情報端末を購入することが困難な家庭の高校生等への貸与を目的として学校の設置者が行う情報端末の整備に対して、一台四万五千円を上限とする補助を行ったところである。また、高校生等の保護者が情報端末を購入する場合に要する費用について、地方公共団体の判断により補助が行われている場合があると承知している。

お尋ねの「高等学校の授業において、タブレット等の代わりにスマートフォンを活用する」ことについては、「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等のICT環境整備の促進について（通知）」（令和三年三月十二日付け二文科初第千九百六十一号文部科学省初等中等教育局長通知）において、「通常使用されているスマートフォンについては、緊急時における生徒の学習保障等に利用することは考えられる一方で、それ単体では「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」が示す学習者用コ

ンピュータの仕様を全て満たすものではないことを踏まえ、高等学校における様々な学習活動を前提として必要な端末の整備を進めることが重要である」と示しているところである。

二について

義務教育段階における情報端末の購入に要する費用の負担の在り方については、各学校の実情等に応じて、各学校の設置者において適切に判断されるべきものである。

四について

お尋ねの「タブレット等に必要なカバン等」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。